

令和 4 年 12 月 26 日
(一社) 日本電設工業協会 事務局

各位

令和 4 年 12 月 26 日、厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課 化学物質評価室よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【周知のお願い】労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（告示）

(周知依頼文より抜粋)

関係団体各位

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解を賜り誠にありがとうございます。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室です。

標記の告示につきまして本日交付されましたので、傘下の会員事業場等に周知いただきますよう

何卒よろしくお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

施行通達、対象物質リストのエクセル版は、以下のページ中に掲載しておりますので、あわせてお知らせします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

お忙しいところ恐縮でございますが、何卒よろしくお願い致します。

厚生労働省 労働基準局安全衛生部

化学物質対策課 化学物質評価室

建設業課

